

三重県立こころの医療センター院内保育所運営業務委託契約書（案）

三重県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、三重県津市城山1丁目4番19号に設置する保育施設（以下「保育施設」という。）の運営業務について、甲を委託者、乙を受託者として、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務委託）

第1条 甲は、保育施設の運営業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 甲が乙に委託する本業務の内容は、本契約に付帯する三重県立こころの医療センター院内保育所運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び企画提案書に定める通りとする。

2 甲及び乙は、本業務の内容を変更する必要が生じた場合は、双方協議のうえ仕様書を変更するものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、履行開始日からの円滑な保育所運営に向けて、契約締結日から保育所の運営に必要な履行準備業務を行うものとする。

（設備等の貸与）

第4条 甲は、乙による本業務の遂行の為に、保育施設およびその設備、物品等を整備し、乙の利用に供するものとする。乙はその使用にあたり細心の注意を払い維持管理に努めなければならない。

2 乙は、自己の故意又は過失により貸与品を滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（契約金額）

第5条 本業務の対価として甲が乙に支払う基本委託料の限度額は、円（消費税非課税）とする。

| | | |
|------|----------|----|
| （内訳） | 令和7年度 金 | 0円 |
| | 令和8年度 金 | 円 |
| | 令和9年度 金 | 円 |
| | 令和10年度 金 | 円 |

また夜間保育業務については、夜間保育1回あたりの単価契約とし、夜間保育業務を除く業務については、契約期間全体の総価契約とする。

契約金額（夜間保育料） 金 円（1回あたり）

2 保育施設に関する経費についての甲乙の分担は、仕様書「10 経費の分担」に定める通りとする。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、委託料を1ヶ月ごとに支払う。

2 1ヶ月ごとに支払う委託料は、その月の保育児の人数に応じた基本月間委託料に夜間保育料の実績を加算した金額とする。

| | 区分 | 金額（消費税非課税） |
|---------|-------------------|------------|
| 基本月間委託料 | 保育児の人数が 0人 | 金 円 |
| | 保育児の人数が 1人から10人まで | 金 円 |

3 各月の保育児童数は以下のとおり算定する。

保育児の人数は、利用時間が月 140 時間以上の保育児を「一般保育児」とし、月 140 時間未満の保育児を「臨時保育児」とする。

その月の臨時保育児の総利用時間を合計し 140 で除して得られた数値（小数点第一位切上げ）に、一般保育児の数を加算した数値を、「保育児童数」とする。

4 乙は、委託料を毎月末に締め切り甲に請求する。甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

5 甲がその責に帰すべき理由により前項の支払期限までに業務委託料を支払わないとときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（実施計画書）

第 7 条 乙は、原則として、年間の保育の実施計画書を当該年度開始の 2 ヶ月前までに作成し、書面により、甲に通知しなければならない。ただし、契約初年度については、契約締結時に暫定の実施計画書を提出するものとする。

2 乙は、前項の計画内容を変更するときは、原則として変更する月の 2 ヶ月前までに書面により甲に通知しなければならない。

（使用者責任）

第 8 条 乙は、本業務の適切な遂行および第 12 条に定める情報の安全管理の徹底が図られるよう、従業者に対して必要かつ適切な監督に努めるとともに、使用者としての一切の責任を負うものとする。

（再委託の制限）

第 9 条 乙は、甲の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

（権利義務譲渡の禁止）

第 10 条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号）（以下「規程」という。）第 39 条に基づき、支出命令権者が企業出納員に対して支出命令を発した時点で生じるものとする。

（報告）

第 11 条 乙は、甲から要請があったときはいつでも、本業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

2 本業務に関し、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」記載の「虐待等と疑われる事案」（虐待等を含む。）、事故、苦情、重大な事務過誤等が生じたときは、乙は甲に対し、直ちにその旨を報告するものとする。「虐待等と疑われる事案」については、虐待等を受けたと思われる児童を発見した者から乙に通告その他の情報提供（乙の役職員からのものを含む。）があった場合も同様とする。事故、苦情、重大な事務過誤等の場合については、その疑いが生じた場合も同様とする。

3 本条の報告は、書面によるものとする。ただし、前項に該当する事象で緊急を要する場合の第一報はこの限りではない。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、保育施設の運営に関する秘密情報を(相手方に関する一切の情報(ただし、一般に公開されている情報を除く。)をいう。)及び個人情報を(「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、秘密情報を併せて、以下「本件情報」という。)を他に漏らさないものとする。本契約が終了した後も同様とする。

2 甲及び乙は、本業務遂行に必要な範囲内において本件情報を取扱うものとし、それ以外の目的のために本件情報を利用しないものとする。甲及び乙は、本件情報の適切な取扱いにつき必要な安全管理措置をとるものとする。

3 甲及び乙は、本業務が完了した場合又は相手方の要請がある場合、本件情報を消去もしくは廃棄または相手方に返却するものとする。ただし、法令等の定めにより、相手方においてその保管が定められている場合を除く。

4 別添の「別記 個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守する。

(信用保持)

第13条 甲及び乙は、互いにその信用保持に留意し、互いの事業に関する信用を失墜するような行為をしないものとする。

(契約不履行の責任)

第14条 甲又は乙が、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償するものとする。

(第三者等に対する損害賠償等)

第15条 乙は、本業務の履行にあたり、甲又は利用者、保育児、その他第三者に対して人的・物的損害を与えた場合若しくはその恐れがある場合、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲の指示を待たず、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の損害が、乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、乙はその損害を賠償する責任を負う。

3 乙は、前項の賠償責任能力を担保するため、乙名義の賠償保険に加入するものとする。

4 甲及び乙は、利用者その他第三者から苦情を受けた場合は、真摯に責任を持って対応するものとし、必要に応じて双方協議し、解決にあたるものとする。

(不当介入に対する措置)

第16条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

(3) 甲に報告すること。

(4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

2 乙が、前項の第2号又は第3号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) その責に帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) この契約に關し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
 - (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
 - (5) この契約に關し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあっては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき理由によって乙の契約の履行が不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
 - (2) 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 第17条第3項の規定は、前項第1号の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

- 第19条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。
- 2 第4条第1項の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。
 - 3 前項の場合において当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第20条 第17条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第17条の2第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。ただし、

その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（債権債務の相殺）

第21条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、業務委託料と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

（紛争の解決）

第22条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものと除き各自これを負担する。

（管轄裁判所）

第23条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（障がいを理由とする差別の解消の推進）

第24条 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

（契約の変更）

第25条 本契約の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙双方協議のうえ改定できるものとする。

（協議事項）

第26条 本契約及び本契約に付帯する仕様書の解釈に疑義が生じた場合並びに本契約及び左記仕様書に定めのない事項については、甲乙双方、信義誠実の原則に従い協議のうえ決定するものとする。

（補則）

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、書面の場合は本契約書を2通作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　三重県津市広明町13番地
三重県
三重県病院事業庁
病院事業庁長　河合　良之

乙

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾

した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に關係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを

使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに甲に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。